

大阪府所蔵美術作品活用活性化事業に係る企画提案公募要領

大阪府では、大阪府が所蔵する美術作品「大阪府20世紀美術コレクション」（以下「所蔵美術作品」という。）を府内各地に展示し、府民に身近な場所での鑑賞機会を提供するとともに、観光資源としての活用を図ることで大阪府を訪れる観光客の増加につなげることを目的に、「大阪府所蔵美術作品活用活性化事業」を実施します。

この事業については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

1 事業名

大阪府所蔵美術作品活用活性化事業

(1) 事業目的・概要

別紙「仕様書」のとおり

(2) 予定契約期間

令和6年10月上旬から令和7年3月31日（月曜日）まで

(3) 委託上限額

4,675,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

2 スケジュール

令和6年8月7日（水曜日）午後2時	公募開始
令和6年8月15日（木曜日）	説明会視聴申込期限
令和6年8月15日（木曜日）午前10時から 令和6年8月21日（水曜日）午後5時まで	説明会開催 （インターネットによる動画配信）
令和6年8月22日（木曜日）午後5時	質問受付締切
令和6年9月4日（水曜日）午前10時	提案書類受付開始
令和6年9月5日（木曜日）正午	提案書類提出締切
令和6年9月中旬頃	選定委員会（プレゼンテーション審査）
令和6年10月上旬頃	契約締結・事業開始
令和7年3月31日（月曜日）	事業終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。なお、共同企業体で参加する者については、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者

- ウ 被保佐人であって契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
 - カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第 77 号)第 32 条第 1 項各号に掲げる者
 - ク 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 2 項各号のいずれかに該当すると認められる者(同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。)又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者
- (2) 民事再生法(平成11年法律第225号)第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者(同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。)、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと
- (3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること
- (4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること
- (6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと
- (7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること
- ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則(令和2年大阪府規則第 61 号。以下「暴力団排除措置規則」という。)第 3 条第 1 項に規定する入札参加除外者(以下「入札参加除外者」という。)
 - イ 暴力団排除措置規則第 9 条第 1 項に規定する誓約書違反者(以下「誓約書違反者」という。)
 - ウ 暴力団排除措置規則第 3 条第 1 項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (8) 府を当事者の一方とする契約(府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。)に関し、入札談合等(入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。)を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。上記「3 公募参加資格」を確認のうえ、必要な書類を受付期間内に提出してください。

(1) 公募要領の配布

ア 配布期間

令和6年8月7日(水曜日)から令和6年9月5日(木曜日)正午まで

イ 配布方法

文化・スポーツ室文化課ホームページ(※)からダウンロードしてください。(郵送、メール等による配布は行いません。)

(※)文化課ホームページ:

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070100/bunka/art-collection/collection.html>

(2) 応募書類の受付

ア 受付場所

大阪府府民文化部文化・スポーツ室文化課文化創造グループ

住 所:大阪市住之江区南港北1-14-16

大阪府咲洲庁舎(さきしまコスモタワー)37階

電話番号:06-6210-9305

(咲洲庁舎の地図)



イ 受付期間

令和6年9月4日(水曜日)から令和6年9月5日(木曜日)まで

午前10時から午後5時まで。正午から午後1時を除く。ただし、令和6年9月5日(木曜日)については正午まで。

ウ 提出方法

書類は、4.(2)ア「受付場所」に持参してください。(郵送、メール等による提出は認めません。)

※事前に電話連絡のうえ、持参してください。

エ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて提案事業者の負担とします。

(3) 応募書類

ア 応募申込書(様式1:正本1部、副本7部)

イ 企画提案書(様式2:正本1部、副本7部)

ウ 応募金額提案書(様式3:正本1部、副本7部)

※積算内訳を別途提出してください。(様式自由:正本1部、副本7部)

エ 事業実績申告書(様式4:正本1部、副本7部)

※過去(平成31年4月1日以降)に実施した同種又は類似の業務実績がある場合は、その詳細が分かる資料を別途提出してください。(様式自由:正本1部、副本7部)

オ 共同企業体で参加の場合

- ①共同企業体届出書(様式5:1部)
- ②共同企業体協定書(写し)(様式6:1部)
- ③委任状(様式7:1部)
- ④使用印鑑届(様式8:1部)

カ 誓約書(参加資格関係)(様式9:1部)

キ 事業実施体制の組織表(様式自由:正本1部、副本7部、各構成員の役割分担等が明示されているもの)

【添付書類】(正本1部を提出してください。共同企業体は全ての構成員分を提出してください)

ク 定款又は寄付行為の写し(1部、3ヶ月以内の日付で原本証明をしたもの)

ケ ①法人登記簿謄本(1部)

- ・法人の場合に提出してください。
- ・発行日から3カ月以内のもの(コピーは不可)

②本籍地の市区町村が発行する身分証明書(1部)

- ・個人の場合に提出してください。
- ・発行日から3カ月以内のもの(コピーは不可)
- ・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明(1部)

- ・個人の場合に提出してください。
- ・発行日から3カ月以内のもの(コピーは不可)
- ・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

コ 納税証明書(各1部、未納がないことの証明:発行日から3ヶ月以内のもの。コピーは不可)

①大阪府の府税事務所が発行する府税(全税目)の納税証明書

- ・大阪府内に事業所がない場合は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます。

②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

サ 財務諸表の写し(1部:最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分)

- ①貸借対照表
- ②損益計算書
- ③株主資本等変動計算書

シ 障害者雇用状況報告書の写し(1部)

①常用雇用労働者数が40人以上の事業所の場合

- ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主(常時雇用労働者数が40人以上)に義務化されている「障害者雇用状況報告書(様式第6号)」の写し
- ・令和6年6月1日現在の状況について記載したもので本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの(インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出してください。)

②常用雇用労働者数が40人未満の事業所の場合

- ・「障がい者の雇用状況について」(様式10)

(4) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(5) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(6) その他

ア 応募は1者1提案とします(共同企業体構成員として参加する場合を含む)。

イ 応募書類はカラーとモノクロのどちらでも可とします。また、副本については、提案者名及び提案者が特定できる情報(代表者、社章、所在地、電話番号等)を黒塗りする等して、提出してください。

ウ 応募書類の提出に際しては、正本、副本それぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出してください。

応募書類のうち様式1~4については電子媒体(USBメモリ等)での提出もお願いします。

エ 正本の表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案事業者名を記入してください。

<記入例>「大阪府所蔵美術作品活用活性化事業」提案書 株式会社〇〇(事業者名)

オ 書類提出後の差し替えは認めません(大阪府が補正等を求める場合を除く)。

カ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

5 説明会(インターネットによる動画配信)

本事業の詳細に関する説明動画(約30分)をインターネットで配信します。提案予定者は可能な限り視聴してください。

(1) 配信日時

令和6年8月15日(木曜日)午前10時から令和6年8月21日(水曜日)午後5時まで

(2) 視聴申込方法

件名に「(事業者名)活用活性化事業 説明会動画視聴申込」と明記し、

大阪府府民文化部文化・スポーツ室文化課(メールアドレス: bunka@sbox.pref.osaka.lg.jp)あてに電子メールにてお申し込みください。

ア 電子メール本文に「事業者名」「視聴者の職・氏名」「連絡先(電話番号・メールアドレス)」を記入してください。

イ 電子メール送信後、必ず電話連絡(06-6210-9305)をお願いします。

(土、日を除く午前10時から午後5時まで。正午から午後1時の間を除く。)

ウ 電子メール以外(口頭、電話等)による申込みは受け付けません。

エ メール到達確認後、視聴用URLを送信します。令和6年8月16日(金曜日)午後4時を過ぎてもメールが届かない場合は、電話連絡をお願いします。

(3) 視聴申込期限

令和6年8月15日(木曜日)まで

メール送信先:大阪府府民文化部文化・スポーツ室文化課

メールアドレス:bunka@sbox.pref.osaka.lg.jp

6 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和6年8月22日(木曜日)午後5時まで

(2) 提出方法

「大阪府所蔵美術作品活用活性化事業」質問票(様式 11)により、電子メールで受け付けます。(メールアドレス:bunka@sbox.pref.osaka.lg.jp) その際、件名に「(事業者名)活用活性化事業 質問」と明記してください。

ア 電子メール送信後、必ず電話連絡(06-6210-9305)をお願いします。

(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで。正午から午後1時を除く。)

イ 電子メール以外(口頭、電話等)による質問は受け付けません。

ウ 質問への回答は文化・スポーツ室文化課ホームページ(※)に掲載し、個別には回答しません。(電話等による問い合わせにも回答しません。)

(※)文化課ホームページ:

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070100/bunka/art-collection/collection.html>

7 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者(及び次点者)を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とします。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。プレゼンテーション審査で、企画提案書を補足する内容のスライドや映像を使用することは可能です。その場合、スクリーン、プロジェクターは、大阪府で用意しますが、それ以外に必要な機材(パソコン等)は提案事業者で用意してください。なお、持ち込みのパソコンとプロジェクターの接続方法は、HDMIケーブルによる接続のみとします。

※発表内容には、提案事業者が特定できる内容、担当者名等の個人情報を含めないでください。

ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点以下の場合は採択しません。なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
新たな展示場所の開拓及び作品設置に係る調整	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な候補地を挙げる等、展示場所の開拓手法が具体的に提案されているか。 ・府民に身近な場所での鑑賞機会を提供できるよう、展示場所で美術作品の価値や魅力を十分に伝えるための工夫や美術作品を観光資源として活用するための工夫について、具体的に提案されているか。 ・開拓した展示場所について、作品設置にかかる調整方法が具体的に提案されているか。 	40点
新たに展示する作品の選定及びキャプションの作成	<ul style="list-style-type: none"> ・監修者の候補等を含め、作品選定の手法が具体的に提案されているか。 ・「大阪・関西万博の会期中に大阪府が計画している企画展示」について、展示のコンセプトや作品選定の方法について、具体的に提案されているか。また、大阪・関西万博のテーマ等との関連性が明確であると共に、府が、万博開催前から終了後も継続して実施する、所蔵美術作品の活用活性化に係る取組み(鑑賞機会の拡大やよりよい鑑賞環境の提供等)に資するものとなっているか。 ・キャプションの作成について、美術に馴染みがない人であっても、興味を持って作品鑑賞を行えるような工夫が具体的に提案されているか。 	30点
大阪府 20 世紀美術コレクション魅力発信事業と連携した情報の発信	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府 20 世紀美術コレクション魅力発信事業と連携した、新たな展示場所や展示作品等の情報に関する発信方法について、具体的に提案されているか。 ・展示作品のキャプションについて、展示作品を鑑賞する人が、キャプションに記載されていない作品に関する情報にアクセスしやすいものとするための手法が具体的に提案されているか。 	10点
業務の実施体制、スケジュール及び業務遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の実施体制及び人員について、具体的に提案されているか。 ・業務を円滑に遂行し、成果をあげるための具体的な全体スケジュールが提案されているか。 ・同種又は類似の業務(美術作品等の展示にかかる企画業務)の実績があるか。また、提案内容の実現可能性が高く、本事業の実施に耐えうる経営・財務状況か。 	10点
障がい者雇用	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者全体において、常用労働者 40人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているかどうか。または、常用労働者 40 人未満の場合、1人以上障がい者を雇用しているかどうか。 	2 点
価格点	<p>《価格点の算定式》</p> $\text{満点(8点)} \times \frac{\text{提案価格のうち最低価格}}{\text{自社の提案価格}}$ <p>(上記計算式で算出した数値の小数点以下第2位を四捨五入する)</p>	8 点
合計点		100 点

(3) 審査結果

ア 最優秀提案事業者(契約交渉の相手方)が決定した後、審査結果は採択に関わらず、応募いただいた全提案事業者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を文化・スポーツ室文化課ホームページ(※)において公表します。応募が2者であった場合の次点者の得点は公表しません。

(※)文化課ホームページ:

<https://www.pref.osaka.lg.jp/o070100/bunka/art-collection/collection.html>

- ① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点
*品質点・価格点を配点した場合の価格点・提案金額
- ② 全提案事業者の名称 *申込順
- ③ 全提案事業者の評価点 *得点順 内容は①に同じ

- ④ 最優秀提案事業者の選定理由 ＊講評ポイント
 - ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
 - ⑥ その他(最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由)
- (4) 審査対象からの除外(失格事由)
- 次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。
- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
 - イ 他の提案事業者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
 - ウ 事業者選定終了までの間に、他の提案事業者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
 - エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
 - オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- (3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する誓約書(様式 12)を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。
- (4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。
 - ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。
 - ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
 - イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額(発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格)の8割に相当する金額による。
 - ウ 銀行又は大阪府が確実に認める金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関(銀行を除く。)をいう。以下この項において同じ。)が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
 - エ 銀行又は大阪府が確実に認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
 - オ 銀行又は大阪府が確実に認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
 - カ 銀行又は大阪府が確実に認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保

証書に記載された保証金額による。

(7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。

ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の100分の5以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。

イ 大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号）第68条第3号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の7割以上）の契約履行実績が過去2年間で2件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。

ウ 大阪府財務規則第68条第6号に該当する場合。

9 その他

応募提案にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守してください。

https://www.pref.osaka.lg.jp/keiyaku_2/e-nyuusatsu/puropo.html